

# 非常災害時等の措置について・・・

非常災害時等の措置につきまして、堺市の指導に基づき下記のように定めます。

## ○特別警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に（種類に関わらず）特別警報が発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願い致します。

## ○暴風警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願い致します。

## ○大雨警報が発令された場合

- ・午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつJR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線がすべて運休している（一部運休は除く）場合は臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合はただちにお迎えをお願いします。

## ○大地震発生の場合

- ・登園前に堺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、ただちにお迎えをお願いします。

## ○津波警報が発令された場合

- ・午前7時現在発令中 ⇒ 臨時休園
- ・登園後 ⇒ 避難場所に避難します。避難場所まで速やかに迎えをお願いします。

## ○施設の所在する地域等に「高齢者等避難」が発令された場合

- ・午前7時現在、発令されている場合は、臨時休園とします。
- ・教育・保育時間中に発令された場合は、ただちにお迎えをお願いします。

## \*避難場所\*

- ・第1次避難場所⇒ドリームこども園
- ・第2次避難場所⇒風水害時：津久野小学校  
地震災害時：家原大池体育館

●午前7時までに、特別警報・暴風警報等が解除された場合は、通常通りの保育となります。

●午前7時以降に、警報等が解除された場合であっても臨時休園のままとなります。

※なお、コドモン・よいこネットでも配信させて頂く予定をしておりますが、保護者の方でもご確認お願い致します。